

報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第61回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和元年5月31日（金）13:58～14:46

於：総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、二村 真理子（分科会長代理）、佐々木 百合、
島村 博之、菅 美千世、多賀谷 一照、

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

巻口郵政行政部長、野水郵政行政部企画課長、藤田郵便課長、
北神国際企画室長、増山信書便事業課長
事務局：佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

（1）分科会長の選任及び分科会長代理の指名について

（2）諮問事項

ア 郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の
送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

【諮問第1181号】

イ EMS標準覚書への適合のための国際郵便約款の変更の認可について

【諮問第1182号】

ウ 万国郵便条約施行規則改正に伴う国際郵便約款の変更の認可について

【諮問第1183号】

開 会

○事務局（佐藤） ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会第61回郵政行政分科会を開催致します。

本日は、委員の皆様が4月18日に任命されてから、初めての会合でございますので、皆様の互選により、分科会長が選任されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。

本日は、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日の案件は、分科会長の選任及び分科会長代理の指名、諮問事項3件でございます。

最初に、分科会長の選任をお願いしたいと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第4項の規定によりまして、分科会長は委員の互選により選任する旨、定めてございます。どなたかご推薦等はございますか。どうぞ。

○菅委員 分科会長には、樋口委員をお願いしたいと思います。その理由は、皆さんご存じのとおり、それぞれご見識のある方のお集まりではありますが、前期の行政分科会においても先生がお務めされて、非常にスムーズにいかれたと思います。また、郵政行政については、樋口先生は高い見識を持っていらっしゃる方ですので、今回も適任と考えます。いかがでしょうか。

○事務局（佐藤） ただいま、菅委員から、樋口委員を分科会長にとのご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（佐藤） 樋口委員、よろしゅうございますか。

○樋口委員 ありがとうございます。微力でございますが、務めさせていただきます。

○事務局（佐藤） ありがとうございます。それでは、樋口委員を郵政行政分科会分科会長に選任することとし、この後の議事の進行につきましては、分科会長をお願いしたいと思います。

それでは、樋口分科会長、分科会長席にお移りいただきまして、議事進行をよ

ろしくお願い致します。

(分科会長着席)

○樋口分科会長 早稲田大学の樋口でございます。ただいま、当分科会の会長に推挙されました。当分科会は、郵便事業及び信書便事業について、いずれも国民生活に非常に重要な議題がたくさんあります。今後も、ますます当委員会の重要性は増すものと考えられております。

委員の皆様方、関係各位のご尽力、ご協力をいただきまして、会議を円滑に進めていきたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事を進めていきたいと思えます。まず、私が分科会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする分科会長代理を決めておきたいと思えます。分科会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第6項の規定により、分科会長が指名することになっておりますので、私から指名をさせていただきます。

分科会長代理には、二村委員にお願いしたいと思えますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○二村委員 謹んでお引き受け致します。

○樋口分科会長 ありがとうございます。それでは、二村委員には分科会長代理席にお移りいただきます。よろしくお願い致します。

(分科会長代理着席)

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。二村分科会長代理に、一言ご挨拶をお願い致します。

○二村分科会長代理 東京女子大学の二村でございます。微力ではございますけれども、分科会長代理として樋口分科会長を補佐させていただきます。また、皆様のご協力を得た上で、的確に審議を進めるべく尽力していきたいと思えますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

○樋口分科会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

最初に、諮問第1181号「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、総務省から説明をお願い致します。

○藤田郵便課長 郵便課長の藤田でございます。よろしくお願ひ致します。諮問の内容につきまして、資料61-1、8ページの概要説明に沿って、ご説明を致します。

まず、改正の背景でございますが、ご案内のように、令和元年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられることが予定をされております。公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することが政府方針とされており、郵便料金につきましても、改定する場合にはこの方針に基づくこととなります。

郵便料金の多くは、届出、一部は認可を要するものですが、第一種郵便物で25グラム以下の定形郵便物につきましては、軽量の信書の送達の役務が、国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価、その他の事情を勘案して、郵便法施行規則に定める上限金額を超えてはならないとされております。

この上限金額は、その規則において82円とされておるところでございますが、これは現在の料金と同額になっているところでございます。このため、郵便料金全体に消費税率引き上げ分を円滑かつ適正に転化するには、あらかじめ郵便法施行規則で定める上限金額を改正する等の所要の措置を講ずる必要がございます、関係規則の改正案をお諮りするものでございます。

具体的な改正の内容は、前に戻って恐縮ですが、3ページの新旧をご覧ください。郵便法施行規則の第23条の定形郵便物の料金の上限というものがございまして、改正前のところに82円と、このように記載されております。そこを84円に改正したいとするものです。

この84円の理由につきましては、また8ページに戻っていただきますと、現行の82円に消費税率の引き上げ分として108分の110を掛け、これで計算しますと83.52円となります。それを1円未満は四捨五入をしますと、84円ということでございます。

また、一般信書便のサービスにつきましても、現在参入はございませんが、競争条件を同等とする観点から、制度上、同様の規定を整備してございまして、これにつきましては、新旧でいいますと、6ページになりますが、同じような規定がございまして、こちらの規則も改正しようとするものでございます。

なお、この施行日でございますが、消費税率の引き上げの根拠法であります社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日にあわせて、当改正規則を施行することとしております。

今回の諮問に先立ちまして、省令案の意見募集を4月6日から5月10日にかけて行ったところでございます。これは9ページ以降にございますが、提出された意見は、案と無関係なものと判断されるものが1件ございましたが、それを含めて9件ございました。提出された意見、それらに対する考え方というものは、9ページ以降に記載させていただいております。うち5件の賛成意見のほか、利用者負担が増すということでの反対意見はございましたが、記載の考え方のおり、改正の趣旨をご理解いただきたいと考えておるところでございます。

以上が、目次でいいますと3ページまでの諮問書、改正の概要、それから、意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方について、簡単に説明をさせていただきました。

詳細につきまして、4の説明資料を用意させていただいておりますので、それについてご説明をさせていただきます。15ページをご覧ください。

最初は、先ほど申し上げました消費税率引き上げに伴う公共料金等の改定に係る、昨年12月27日の物価担当官会議の申し合わせの内容でございまして、ここがございますように、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとされておるところでございます。

また、郵便料金につきましては、16ページ以降でございます。郵便料金の改定に関する制度上の仕組みや参照条文が16ページ、17ページ、18ページにございます。これも先ほどご説明したこととダブりますので、省略させていただきます。

19ページに進ませていただきまして、これまでの主な郵便料金の推移と過去の消費税率引き上げ等の関係でございまして、基本的には、転嫁をしてきておるところでございますが、平成9年4月の消費税が3%から5%に引き上げの際には、据え置いた経緯がございます。これは当時、民営化前の国営で、収支相償の原則がございまして、平成6年のときに大幅な引き上げの影響もあり、累積の利益額が相当程度の規模にあったことが、平成9年当時に据え置いた理由でございまして。

しかし、現在は、日本郵便株式会社は日本郵政株式会社の100%子会社ではございませんが、各種の税金を支払う株式会社となっており、事情が変わってきております。日本郵便株式会社の経営状況につきましては、後ほど簡単にご説明しますが、前回、平成26年のときにも8%のときには適正に転嫁をしてきておりまして、同様に、今回も適正に転嫁をしたい意向であること等を、日本郵便株式会社でも表明しておるところでございます。

次の20ページにいただきまして、仮に、今回の引き上げに伴い転嫁した場合の税負担の増加額でございます。日本郵便株式会社が、2017年度の郵便物数をもとに調整をして、試算をしたものでございますが、若干見にくいかもしれませんが、下の棒グラフです。8%から10%に上がりますと、この結果、約260億円の追加負担額が発生するということでございます。

今回の省令改正案が認められますと、日本郵便株式会社としましては、この260億円を適正に転嫁すべく、第一種郵便物、第二種郵便物の届出、それから、第三種郵便物、第四種郵便物の認可申請をしたいと、聞いておるところでございます。

具体的な金額につきましては、政府方針に則り、先ほど申しあげましたように、適正な転嫁をするということでございますので、机上に、別紙で試算を配らせていただいております。端数付きの数値となるわけでございますが、これらを四捨五入などの適正な端数処理をし、全体として108分の110となるような金額に調整した上で、届出等が行われるであろうと、こういうふうを考えているところでございます。

いずれにしましても、その際には、正式な認可申請案件につきましては、改めまして当審議会に諮らせていただき、届出案件につきましてもご報告をさせていただきます。

次に、21ページ以降でございますが、現在の郵便物数の状況とか収支の状況について、あわせて簡単にご説明をさせていただきます。

郵便物数は、ご覧のように減少傾向でございますが、22ページにもございますが、日本郵便株式会社は2017年度の郵便事業単独の収支を公表してございますが、若干の黒字は確保してきておるところでございます。しかし、日本郵便株式会社が公表している試算によれば、さらに、23ページになりますが、この

ように減少傾向が続いていきますと、2019年度以降は、事業収支がマイナスに落ち込んでいくということを見込みとして発表しております。

これにつきましては、日本郵便株式会社としても、機械化等による業務の効率化、合理化施策、これは、24ページ、25ページにポンチ絵を含めて記載をしております。機械化等による業務の効率化等を展開してきておるところでございますが、そもそも郵便事業は、2017年度の数値を見ましても、売上高、人件費率は60%を超えている状況、労働集約的な構造でございます。さらに、昨今の人手不足とか、さらなるコスト削減が非常に厳しい状況になっているという話を聞いておるところでございます。

そういうこともありまして、さらに、26ページ以降になりますけれども、今、情報通信審議会におきまして、郵便サービスのあり方に関する検討を行っておるところでございます。その中で、日本郵便株式会社からは、配達頻度の見直し、具体的には、土曜日配達の休止。それから送達日数の緩和、今は、原則3日以内の送達ということを郵便法令上、定めておりますが、これを緩和するといった要望が出されてきておるところでございます。これについては消費者への影響がないかどうかも含めて、情報通信審議会で議論を重ねているところでございます。

仮に、今、申しあげましたような制度の見直しが達成されますと、会社の試算によれば、27ページ、28ページにあります。土曜日の配達の廃止とか、そういったことがございまして、合計で625億円の人件費及び物件費のコスト削減効果が見込めるという発表がございました。

いずれにしても、このような経営状況にある中、日本郵便株式会社としましては、先ほど申しあげましたように、消費税につきましては適正な転嫁をしたいとこのことでございます。

最後に、スケジュールでございます。案としましては、仮に今回の諮問案件をお認めいただければ、その後、政府内の物価問題に関する関係閣僚会議に了承を求める予定としております。それを受けて、当規則の改正を行いたいと思っております。その後、日本郵便株式会社からは改めて新料金の認可申請、届出等を受けます。認可につきましては、当審議会にお諮りすることとなりまして、順調にいけば、予定では10月1日から新料金の適用と、そういったスケジュールを想定しておるところでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願い致します。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員 ご説明、ありがとうございます。

質問と感想がございます。

質問は、値上げをすることによってかかるコストが色々あると思いますが、2円値上げすることで、例えば表示の変更や新しい切手の印刷の準備が必要と思いますが、それらがどの程度の作業規模になるのか。

感想として、色々な意見が寄せられていますが、郵便の料金のあり方等、別の機会に、このような議論を行うことも必要ではないかと思いました。

○樋口分科会長 どうぞ。

○藤田郵便課長 最初のご質問の件でございますが、まず、利用者の観点からいいますと、既に2円、もしくは1円上がる場所もあるかと思いますが、1円、2円の切手は既に発行されておりまして、当然、新料金の切手も発行しますし、古い切手に追加して張れるような切手も発行する予定だと聞いています。このような端数が出たことは、今回が初めてではございませんので、過去にも端数のあった時代もございました。それに備えて、日本郵便株式会社としても十分な端数対策、それから周知、そういったものをしていくと聞いております。当然、料金が足りない部分は、料金の追加をお願いするような手続きはあろうかと思えます。

○佐々木委員 わかりました。ありがとうございます。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

そのほかにご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。

○多賀谷委員 よろしいですか。

○樋口分科会長 多賀谷委員どうぞ。

○多賀谷委員 この意見に、葉書のことが書いてありますが、葉書については、今回は値上げをしないということですか。

○藤田郵便課長 今回は、省令上、上限金額が設定されているのは葉書ではなくて、言ってみれば、封書の82円が、今、上限になっておりまして、葉書はそれ以下にしろということで、葉書については上限金額の82円より下であればいい

ということになっています。

実際、葉書についても、これから、上限を上げた後に、本当に84円にするのか、葉書はその下の、今の62円を63円にするのかといった具体的な数字は、この後、日本郵便株式会社から届け出があって、なされることとなります。

○多賀谷委員 分かりました。

もう1つ、赤字の種類による幅ということですが、これは聞きにくいですが、これは将来的にどうしますか。

○藤田郵便課長 それについては、このような審議会の場合でも、過去にも議論をしていただいたことがあります。元々の制度としましては、第三種郵便物と、あと第四種郵便物は無料のものもございませぬけど、政策的に安い料金で提供するというので、日本郵便株式会社として対応していただいている。確かに、今、マイナスの状況でございませぬが、その下にあります特殊の扱いの料金が黒字になっておりまして、合計すると、全体としては黒字を確保できているということですが、確かに、第三種郵便物、第四種郵便物の赤字をどうすればいいかという問題は、このまま継続するのも含めて、過去にも議論になっておりますし、それは、また、どうすればいいかというのは、今すぐに結論は出まぬといた状況でございませぬ。

○多賀谷委員 この意見の中に、新聞は、軽減税率云々と書いてありますから、公益的な判断として難しい話だと思ったところです。

○藤田郵便課長 そうです。それは明治以来、公益的に新聞の普及ということで、安く、低料金ということで扱ってきておりまして、そこは日本郵便株式会社もそのことを理解しており、継続してやっていた。ただ、新聞につきましては、現在、第三種郵便を使って日刊紙を配達しているのは約3万部です。ロットとしては特別大きいわけではございませぬので、全体の中で吸収してやっているという状況です。

○多賀谷委員 論理的にいうと、新聞料金は、軽減税率ですので。

○藤田郵便課長 軽減税率の話ですか。すいませぬ。

○多賀谷委員 第三種だけは、軽減税率だという議論があり得るだろうと思ひます。そのような意見が出ていたみたいですが、それはここで決める話ではないと思ひますが。

○藤田郵便課長 はい、新聞は軽減税率となっていますが、郵便料金は別に、昔からここは消費税を課税している。

○多賀谷委員 もともと軽減措置していて、消費税は課税されているわけですね。

○藤田郵便課長 今度、導入される軽減税率には、日刊紙の軽減税率が適用となります。

○多賀谷委員 そうではなくて、郵便料金全体に税率が8%から10%ではなくて、新聞についてもかかるわけですね。

○藤田郵便課長 新聞についてですか。新聞を配達するときです。

○多賀谷委員 配達することについてはかかる。

○藤田郵便課長 当然かかってくる。今、1通41円とか50何円で、低料で配達をしていますが、それには当然かかってきます。

○樋口分科会長 サービス料金に対する増税の。

そのほかにご意見はございますか。よろしいでしょうか。

ご意見がございませんでしたら、諮問第1181号については、諮問のとおり改正することが適当である旨、答申をすることにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申をすることと致します。

続きまして、諮問第1182号「EMS標準覚書への適合に伴う国際郵便約款の変更の認可」について、総務省から説明をお願い致します。

○北神国際企画室長 国際企画室長の北神でございます。よろしく申し上げます。

諮問第1182号について、資料61-2により、ご説明をさせていただきます。

本件は、日本郵便が提供する国際郵便サービスは幾つかございますが、そのうちのEMSにつきまして、今後、日本郵便が、UPUを採択するEMS標準覚書を締結する予定でして、これに伴って主にEMSのサービス改善がなされる予定ですので、これに伴う国際郵便約款の変更申請についてご審議をいただくものがございます。

おめくりいただきますと、次のページは諮問書でして、その次のページに審査

結果がございます。これから具体的に内容のご説明をしますが、郵便法の規定に照らして、認可することが適当であるとの審査結果でございます。

それから、次のページが、これは変更認可申請書でございます、次がそれについての新旧です。右側が改正したい内容になります。

具体的には、次の説明資料でご説明を致します。説明資料を1枚おめくりいただきまして、第1が郵便約款の認可です。これは、手続上、審議会の諮問が必要だということで、具体的な内容は、第2の「日本郵便株式会社からの申請の概要」でございます、先ほど、EMS標準覚書を採択して、これに日本も締結予定でございますけれども、これに伴いまして、1つは、3行目以降にございます、EMSの追跡請求の受理期間が、通常郵便物及び小包郵便物の調査請求受理期間と同じ、今までは差し出しから起算して6カ月以内とじていましたが、EMS標準覚書の請求の受理期間については、差し出しの日から4カ月以内とされていまして、これはサービス改善に伴って状況が変化している中ということですが、一つは、この約款変更申請をしているということでございます。

それから、次に、サービス改善の部分で、まず、こちら（資料P7）で説明をしますと、今までについては、日本から発送した後、EMSが日本から相手国に入った後は、取り戻し請求とか宛名変更請求、あと、EMSを亡失したとき等の求償とかはできなかったのですが、今後は、これができるようになるということでございます。

実施予定期日は、3にありますとおり、令和元年10月1日となっております。

改善のところは、もう少しわかりやすくご説明をしますと、第3「審査結果」は同じで、参考資料を1つめくっていただきまして、パワーポイント（資料P10）がございます。「改正前」というところを見ていただきまして、国際郵便は通常の国際郵便と小包、それからEMSの3種類がございます、途中で引いてある青い線が国境線だと思っておりますと、EMSについては、これまでは国境のところ、国際郵便局、日本から海外へ国境を越えていくところの過程が終わりますと、利用者は取り戻し請求とか宛名変更、または訂正請求を行うことはできなかったのですが、今後は、「改正後」ということで下を見ていただきまして、そういう段階を越えても、取り戻し請求等を行うことができる場合がでてくるという点で、EMSについてサービス改善が行われるという、これが一番大

きい変更でございます。

以上が、今回の約款変更申請の内容でございます。

ご審議いただきたく、よろしくお願い致します。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ご意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、諮問第1182号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申をすることにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申をすることと致します。

最後に、諮問第1183号「万国郵便条約施行規則改正に伴う国際郵便約款の変更の認可」について、総務省から説明をお願いします。

○北神国際企画室長 引き続き、私からご説明をさせていただきます。

今度は、資料61-3でご説明を致します。こちら、最初に一言で申しますと、国際小包につきまして、この4月に、ベルンで、万国郵便条約の施行規則がございまして、こちらが、理事国が集まって改正されたことに伴いまして、国際小包が、ラベルの問題ですが、配達不能となった場合の取り扱いの、後に詳しくご説明しますが、ラベルの記載等が変更になることに伴いまして、これも国際郵便約款の変更申請について、ご審議をいただくものでございます。

それで、おめくりいただきますと、先ほどと同じように諮問書があつて、審査結果、これも郵便法の規定に適合しているのではないかとの審査結果で、次が申請書で、新旧対照となっております。

こちらにつきましても、説明資料の「郵便約款変更の認可について」(資料P5)で、ご説明を致します。おめくりいただいて、これも先ほどと同じ構成で、第2の右下のほうでございますけれども、「申請概要」を見ていただきますと、小包郵便物の利用条件ということで、差出人が小包郵便物の差し出しの際に、途中で何らかの理由で小包郵便物の配達ができなくなったときの取り扱いについて、今は返送とか転送などがラベルに記載されていますが、返送する場合は、今、速やかに返送、一定期間満了後に返送とか書いてありますが、実務上、一定期間満了したら返送する取り扱いになっていますので、後ほど、ラベルそのものもごら

んいただきますが、ここは返送という形でシンプルに書くことによります。

次に、転送については、今までラベル上に転送先の、転送のイメージとしては、実際に出すところの第一住所のようなところに届かなかった場合は、別荘か何かわかりませんが、こちらの違うところに届けてくださいというのを、ラベル内に書いていたのが混乱を招いたということで、それはラベルの外に書く形にするというもので、これは来年2月1日の発効でございます。

こちらも、参考資料の、おめくりいただいて、参考2という、実際のラベルが書いてある、黄色い枠で囲っていますけれども、これが今のもので、改正後のものが次のページです。改正後のものは、まだ日本語のものがないので英語になっていますが、日本語が書いてあるものを見ていただきますと、①、②、③で速やかに返送で、②が期間満了後に返送となっていますが、これは取り扱い上、一定期間が満了したら返送するというのが各国の実情になっていますので、リターンという返送届けを書く。今は、③で転送となっているものについては、住所とかも、非常にここが狭くて、ここに書くのも大変だということで、もし転送を希望する場合にはラベルの外に書く形で、ラベルの内容は約款に書いてあるものですから、それを次のページのように、「Return to sender」という、結局、転送するかどうかという話だけを書いて、「Treat as abandoned」というのは、着かない場合は破棄してくださいということですが、基本的には返送してくださいということが多いと思います。仮に、異なる第2の住所に転送する場合には、このラベルの外に書いてくださいという形で、取り扱いを変更すると。非常に実務的なものですが、そういった変更申請になります。

こちらについても、ご審議をよろしくお願い致します。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○多賀谷委員 変更については、異論はありませんが、追跡調査の場合、小包あるいはEMSを追跡する場合に、日本国内にきたもの等を、郵便局としては、ある郵便物がある郵便局から宛先へ送られたということを、データとして持っている理解してよろしいでしょうか。

○北神国際企画室長 データとしては、最終的には日本郵便さんになりますが、私の理解としては、最終的に着いたかどうかというのは、直ちに全部がデータと

して入っているかどうかというよりは、ここでいう追跡調査というのは、追跡を依頼すると、その依頼を受けて、日本郵便が、まず、相手がアメリカであればU S P S とかに問い合わせ、それで実際に着いたかどうかを調査した上で、返答するという、日本郵便さんは持っていると思いますが、相手方の国が直ちにそれをデータとして持っているかどうかというのは、調査してみなければわからないという仕組みになっているかと思えます。

○巻口郵政行政部長 よろしいでしょうか。補足的ですが、データのやりとりというのは、各国の郵政庁ともに非常に力を入れて取り組んでいます。UPUでも取り組みをしているということで、今、室長が申し上げたとおり、既にバーコードで、飛行機に乗っている間とか船に乗っている間は難しいかもしれませんが、今、どこの郵便局を通過しましたと。配達局に届きますとか配達に出ていますといったものは、常に表示できるようになっていますから、当然、郵便局はそういうデータを持っているということでございます。

それに基づいて、ここにあるはずだけど、本当にあるのかとか、届かないけど、どうなっているのかという調査ができるという形になっていると思えます。それから、データを先に送って、通関手続を事前に、よりスムーズに行えるようにする取り組みとか、そういったものについても、UPUを中心にいろんな議論が進んで、取り組みは進んできていると、我々は理解をしております。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

そのほかにご意見、ご質問はございませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 すごく基本的なことで、すみません。今回の変更は、万国郵便連合の理事会での条約改正がもとにあるということで、よろしいですか。

○北神国際企画室長 万国郵便条約の大もとの条約と規則と2種類ございまして、今回は、こういった非常に実務的な内容ですので、規則の改正でございます。条約は、国会の手続が必要ですが、今回は規則ですので、その理事会で最終決定をすることができると。それに伴う約款変更申請になります。

○佐々木委員 そうすると、今回、この改正がなされて、加盟している国は、各国、合っていないところは合わせるという運用になるのですか。

○北神国際企画室長 おっしゃるとおりで、UPUで規則改正がなされますと、

通常は国内法上の体系でそれをしっかり担保することになります。日本では、こういった形で約款変更申請を受けて、審議会で答申をいただいて、大臣が認可するという手続を踏んでおりますし、似たような手続をとっているところも多いと思いますが、具体的にどういうふうに国内法に落としているか、反映させているかというのは、各国の法制度によると考えております。

○佐々木委員 わかりました。ありがとうございます。

○樋口分科会長 そのほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第1183号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申をすることにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申をすることと致します。

以上、用意されました審議議題は終了しましたけれども、この際、各委員から、郵政事業、信書便事業に関して、ここで何かご意見を提起したいことがございましたら、お出しただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○事務局（佐藤） 次回の日程でございますが、7月19日金曜日を予定しております。詳細につきましては、別途、ご連絡を差し上げますので、よろしくお願い致します。

○樋口分科会長 それでは、以上で、本日の会議を終了することと致します。

本日は、ご出席いただきましてありがとうございます。

閉 会